

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの 今後の在り方について

令和 8 年 月 日

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会

目次

1. 検討の必要性について	2
2. 加算プログラムの現状と課題について.....	2
(1) 加算プログラムの仕組み	2
(2) 加算プログラムの課題等について.....	3
(3) 総括.....	4
3. 加算プログラムの見直しの方向性について.....	5
おわりに.....	6
参考資料.....	8

1. 検討の必要性について

- 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(以下「加算プログラム」という。)は、「これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。」とした上で、「これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼にかかわるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、すみやかに抜本的な見直しが実施されることが急務である。」との中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言¹を受け、平成24年度予算²から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するために導入された「公的支援見直し」を前身としている。
- 「公的支援見直し」導入以降、法科大学院の実情を踏まえながら加算プログラム自体の見直しを行ってきたが、令和7年2月の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(以下「本委員会」という。)による「第12期の審議のまとめ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(以下「第12期審議まとめ」という。)において、法科大学院開設から20年を振り返り、「当委員会をはじめ関係者においては、教育の質の向上や組織見直しについて、様々な改革に取り組んできた。その結果、各法科大学院においては、教育内容等の改善・充実に向けた取組を着実に進め、成果を挙げてきている」とした上で、加算プログラムについては、「令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、法科大学院を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施の在り方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる」としている。
- このため、加算プログラムが果たしている役割や影響等も含めた現状を分析するとともに、法科大学院が直面する課題等を明確にした上で、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立するために必要な方策のうち、ここでは加算プログラムの今後の在り方を検討する。

2. 加算プログラムの現状と課題について

(1) 加算プログラムの仕組み

- これまでの加算プログラムの経緯については参考資料⑦のとおりである。このような変遷をたどり現行の加算プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に

¹ 「法科大学院における組織見直しの促進方策について」(平成22年3月12日)

² 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院は対象外。

(案)

基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想と、それを実現するための取組に対する実績を法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会（以下「加算プログラム審査委員会」という。）で評価し、加算率を設定している。

- これらの基礎額算定率と加算率を合わせた配分率を活用し、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金（特別補助（法科大学院支援））（以下「基盤的経費」という。）に、予算の範囲内でメリハリを付けて配分している。
- なお、基礎額算出部分は、司法試験合格率に偏重することがないように、夜間開講や地域配置等により加点となる指標も設定しているものの、司法試験合格率以外で法科大学院間に差が出ることは少なく、司法試験合格率が平均未満の法科大学院は低位に位置するなど、評価結果は固定化する傾向が見られる。
- 加算額算出部分においては、各法科大学院が自ら設定した取組と、その取組を測るのに適切な数値目標の達成度で評価を実施しており、毎年度評価結果には流動性が見られる。
- 令和3年度以降の傾向として、配分率100%以上となっている法科大学院は、全体の約3割の状態が継続している。なお、令和6年度の評価結果においては、100%以上の配分率となっている法科大学院が三大都市圏（千葉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）に集中している傾向が見える。

(2) 加算プログラムの課題等について

- 加算プログラムが果たしている役割としては、教育改善の契機となって、未修者教育の改善・充実、法学部や地域との連携強化など、将来を見据えた意欲的な取組が一定程度推進されていることや、課題認識を共有し対応方策を検討する機会になるなど、学内の意識改革に繋がっていることが、本委員会や法科大学院へのアンケートの回答から指摘されたところである。
- 一方で、司法試験合格率が最終的な配分率に大きく影響しているため、特に小規模の法科大学院では一人の入学者や合格者の増減が配分率に大きな影響を与えることや、加減算にかかわらず、本来安定的に配分されるべき基盤的経費が毎年変動するため中長期的な見通しをもって運営することが困難となっており、持続可能な仕組みではないことなどが本委員会や法科大学院からも課題として挙げられた。特に、減額されることで、非常勤講師が担当する科目の廃止、教育補助者の削減、課外講座の廃止、奨学金の廃止、教員研究費・旅費の大幅な削減等をせざるを得ない状況となっているという法科大学院からの声も聞かれたところである。
- また、加算プログラムへの負担感については、多くの意見が寄せられており、とりわけ、「評価のための評価」となり教育研究活動に支障が出ているという指摘は重

く受け止めるべきである。さらには、認証評価との重複も指摘されており、認証評価機関による評価結果を社会的な評価としている認証評価と、加算プログラム審査委員会による評価結果を基盤的経費に反映させている加算プログラムでは、目的、手段や効果が異なるものの、法科大学院の取組を評価することや、PDCA サイクルを確立するという目的が重複していることから、法科大学院の負担感に繋がっているものとする。

(3) 総括

- 冒頭にも触れたように、「公的支援見直し」は、「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進する」ために導入された経緯があり、主に「司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院」、「競争倍率(受験者数/合格者数)が 2.0 倍未満の法科大学院」、「入学者数が 10 名未満の法科大学院」の 3 つの指標(以下「3 つの指標」という。)を中心に判断された。現状でこの 3 つの指標全てに該当するような「深刻な課題を抱える法科大学院」は存在していない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 司法試験合格率³が全国平均の半分未満の法科大学院数
平成 26 年度：8 大学 (15%) → 令和 6 年度：2 大学 (2%)・ 競争倍率(受験者数/合格者数)が 2.0 倍未満の法科大学院数
平成 27 年度：26 大学 (59%) → 令和 7 年度：1 大学 (3%)・ 入学者数が 10 名未満の法科大学院数
平成 27 年度：6 大学 (13%) → 令和 7 年度：0 大学 (0%) |
|---|

- また、法科大学院の質保証としては、自己点検評価に加え、第三者機関による分野別認証評価⁴(以下「認証評価」という。)が法令上義務付けられており、法科大学院独自の大学評価基準⁵に基づき、3 つの指標も踏まえた認証評価の厳格化が図られている。平成 18 年度に認証評価が開始されてから、平成 22 年度にかけての第 1 サイクルでは、「不適格」とされた法科大学院は 24 校⁶あったが、令和 3 年度から令和 7 年度までの第 4 サイクル⁷においては、令和 6 年度末時点で、1 校が「不適合」の判定を受けたものの、その後、追評価によりこの 1 校も「適合」判定を受けている。このため、現時点で受審済みの全ての法科大学院が「適合」判定を受けている状況にあり、法科大学院全体として、一定の質確保が図られているところである。
- 加算プログラムの実施により、地方の法科大学院が淘汰されたことで、法科大学院が所在しない地域で法曹を目指す者に対する、地理的観点での法科大学院への「アクセス」確保が課題となっている。また、法廷活動はもとより、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化・困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応

³ 平成 29 年度以前は直近 3 年間の修了者に係る累積合格率、平成 30 年度以降は直近 5 年間の修了者に係る累積合格率とする。

⁴ 学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条

⁵ 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 4 条

⁶ 追評価等において、適格認定を受けた法科大学院もある。

⁷ 令和 6 年度末時点で 34 校中 33 校が受審済。

できるようにするためにも、法科大学院のリソースを活用し、グローバルに活躍できる法曹、AI やデジタル等の先端分野かつ未知の領域に対応できる法曹、地域の司法サービスや裁判外紛争解決手続（ADR）を担う法曹等、時代の要請に応えられるような高度専門職業人を養成することが法科大学院には期待されている。

- なお、本来大学の教育研究活動を継続的・安定的に支える基盤的経費を、毎年の評価結果に応じて増減させる加算プログラムの仕組みは、導入当時の目的であった「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進する」観点からは有効ではあった。しかし、「深刻な課題を抱える法科大学院」がない現状において、法科大学院間での競争環境で、下位の法科大学院を有する大学の基盤的経費を減額する一方で、上位の法科大学院を有する大学の基盤的経費を増額させる構造は、結果として、特に下位の法科大学院にとっては、改善のための取組を実施することを制限することになっているとの意見が法科大学院からもあった。
- 加算プログラムの仕組みを維持することは、法科大学院の組織見直しを加速させることになるとともに、毎年度評価結果が変動することにより、大学の財政を不安定な状況に置き続けることにもなる。これらの法科大学院を取り巻く状況等を勘案した上で、他の評価との重複も含め、加算プログラムの見直しの方向性を議論する必要がある。

3. 加算プログラムの見直しの方向性について

- 先に述べたような法科大学院への期待に対して、現行の加算プログラムでは、加算額算出部分で、各法科大学院が進める特色ある取組の進捗状況等を評価するなど、一定の取組を実施している。しかし、基礎額算出部分において、全法科大学院を司法試験合格率等によって一律に評価した結果と、最終的な配分額との間に相関関係を有する現行の仕組みは、上位と下位が固定的であるとともに、第12期審議まとめで今後の方向性として示したような、各法科大学院が置かれている地域特性や規模なども踏まえた特色・魅力の更なる伸長を図っていくために必要な評価ができているとは言い難い。
- また、法科大学院全体の入学定員は漸減しており、令和7年度時点で2,157名であり、政府目標⁸の令和11年度入学者数の目標は2,200人以上を下回っている。加えて、我が国の少子化・人口減少の影響は法科大学院においても例外ではないため、今後、法科大学院への志願状況などを注視する必要がある。さらに、産業界等における法務人材は依然として不足しているという指摘もある中で、規模の観点のみで言えば、大学全体の動向に加えて、法科大学院のみを対象として、これ以上組織見直しを加速させるのではなく、法科大学院全体で共通の目標を掲げて、協力し合い

⁸ 本委員会における議論を踏まえ、令和2年度に設定された「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」。

(案)

ながら取組を推進する観点も今後必要であるという意見も本委員会ではあった。

- これまで見てきたように、加算プログラム導入の趣旨や目的、法科大学院を取り巻く状況等を踏まえると、現行の加算プログラムはその役割を終えたと言える。今後は、次代を見据え、各法科大学院が少しでも自らの特色・魅力の伸長に計画性をもって取り組めるよう、教育研究活動の継続性・安定性を確保することが重要である。このことを社会的に明確にするため、加算プログラムはできる限り早期となる令和8年度評価(令和9年度予算分)を最終年度として廃止し、その廃止までの間、評価結果による予算反映額は順次逡減させることが妥当である。
- なお、地方人材、グローバル、AI・デジタル化への対応など、社会が求める法曹像への対応や、法科大学院教育を取り巻く状況と課題等を踏まえ、法科大学院の更なる機能強化を推進することは重要である。こうした推進方策の検討に当たっては、法科大学院の将来を見据えた教育改善にふさわしい持続可能な仕組みを前提とすることが必要である。

おわりに

- これまで触れてきたような法科大学院への期待に応えるためには、法科大学院の質的充実や機能拡充を実現することが必要であり、これまでの加算プログラムの評価結果において、加算傾向にある法科大学院の取組を停滞させることなく更なる展開が実現できるよう、一方、減額傾向にある法科大学院が財政基盤を安定化させるとともに、教育研究の質向上を目指す取組が一層推進できるよう、地方での学びの場の確保を含めた各法科大学院の特色・魅力の伸長に必要な施策が講じられることが重要である。
- また、採用意欲が旺盛と本委員会でも意見のあった企業法務人材は、企業経営における法務機能の重要性が高まる中、産業の競争力を高め、適切な組織運営にも貢献することが期待されている。さらには、法科大学院と法科大学院修了生が活躍する実務界であったり、法科大学院と法学研究科であったりが協働し、幅広い実務に貢献することができる人材の養成など、新たなニーズに対応した法曹養成を戦略的に実現するための検討が必要である。
- なお、各法科大学院が設定した令和6年度から10年度の機能強化構想やそれを実現するための取組・その取組を測るのに適切な数値目標に関しては、各法科大学院が自己点検評価を行う中で、引き続きモニタリングすることなどを通じて、教育成果の可視化に取り組むことが重要である。特に課題を有する法科大学院においては、単なる実績や目標値の達成状況を社会的に公表することに留まることなく、これまでの加算プログラムでの知見を踏まえ、PDCAサイクルの確立を目指し取り組むことが期待される。また、令和7年2月、中央教育審議会は、「我が国の『知の総和』向

(案)

上の未来像～高等教育システムの再構築～」の答申において、認証評価制度については、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要であり、新たな評価制度へ移行することを提言している。新たな評価制度では、教育成果の可視化が求められているところであり、これまでの加算プログラムでの取組を発展させ、法科大学院の価値を社会的に証明していくために必要な質保証・質向上に資する評価制度となるよう検討を進めることが重要である。

(案)

参考資料 目次

- ①法科大学院制度の経緯について ～法科大学院開設 20 年の歩み～・・・・・・・・ p. 9
- ②法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて・・・・・・・・ p. 10
- ③法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ・・・・・・・・ p. 11
- ④基礎額算定率及び加算率に基づく配分率一覧（令和 6 年度審査結果）・・・・・・・・ p. 12
- ⑤法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評価総表（R3～R7）・・・・・・・・ p. 13
- ⑥中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論・・・・・・・・ p. 14
- ⑦法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（概要）・・・・ p. 15
- ⑧法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）・・・・ p. 16

法科大学院制度の経緯について ～法科大学院開設20年の歩み～

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。（※）
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」

学校教育法改正、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律成立

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人(H18)に。
一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。

⇒ 司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。

- ・中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。
- ・各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。

・H24年度予算から、**「公的支援の見直し」**（司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み）を導入。 ①

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

・**「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」**の推進（H27年度予算から、先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。） ③

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

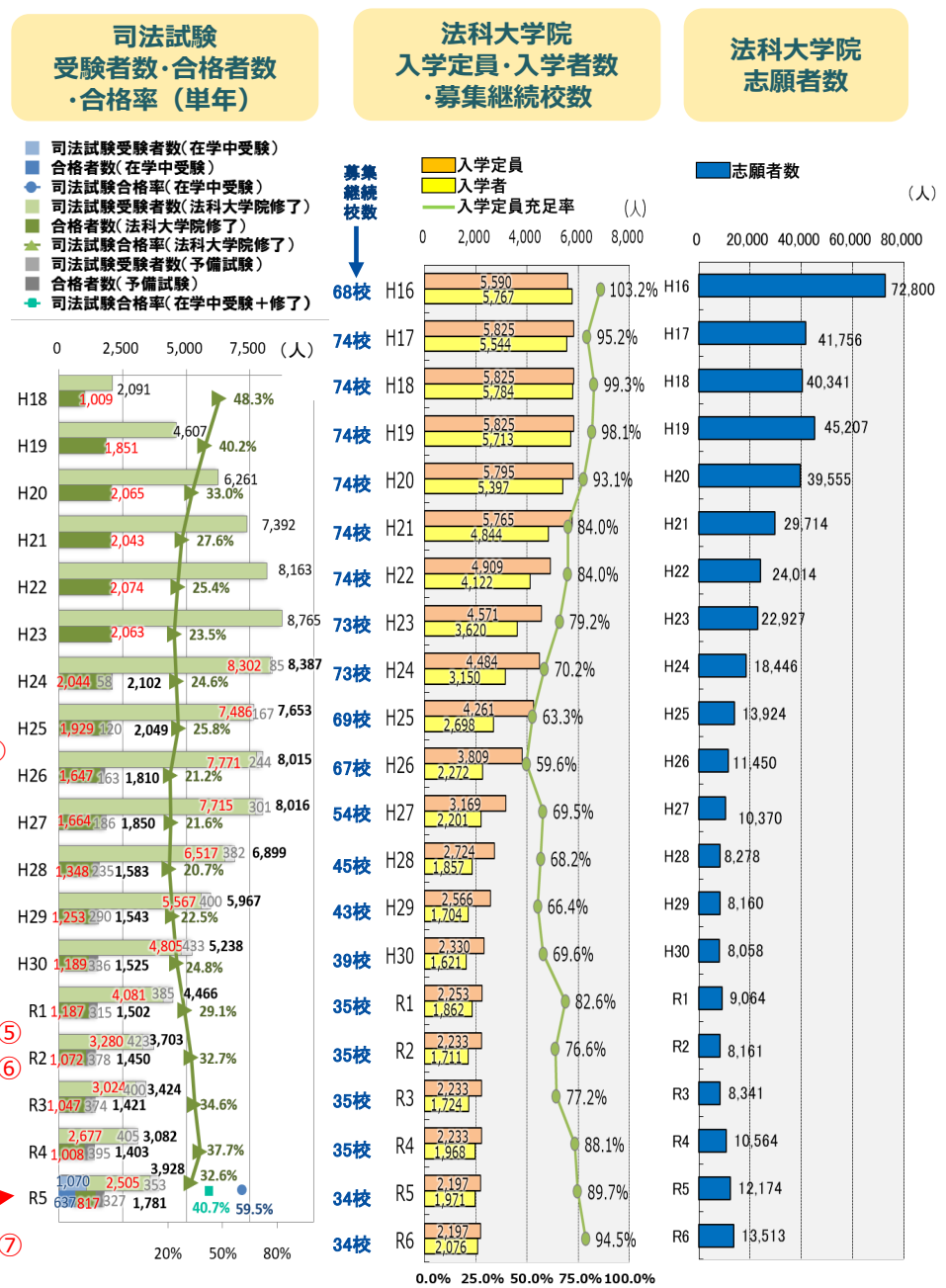
- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを**法科大学院集中改革期間**と位置づけ、**①法科大学院の組織見直し、②教育の質の向上、③学生の経済的・時間的負担軽減**を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。 ④

■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

- ① 法科大学院における**教育の充実**
- ② **「3 + 2」（法曹コース3年+法科大学院2年）**を幹とする制度改正
- ③ 法科大学院の**定員を管理**
- ④ 司法試験受験資格の見直し等（**法科大学院在学中受験資格**の導入）

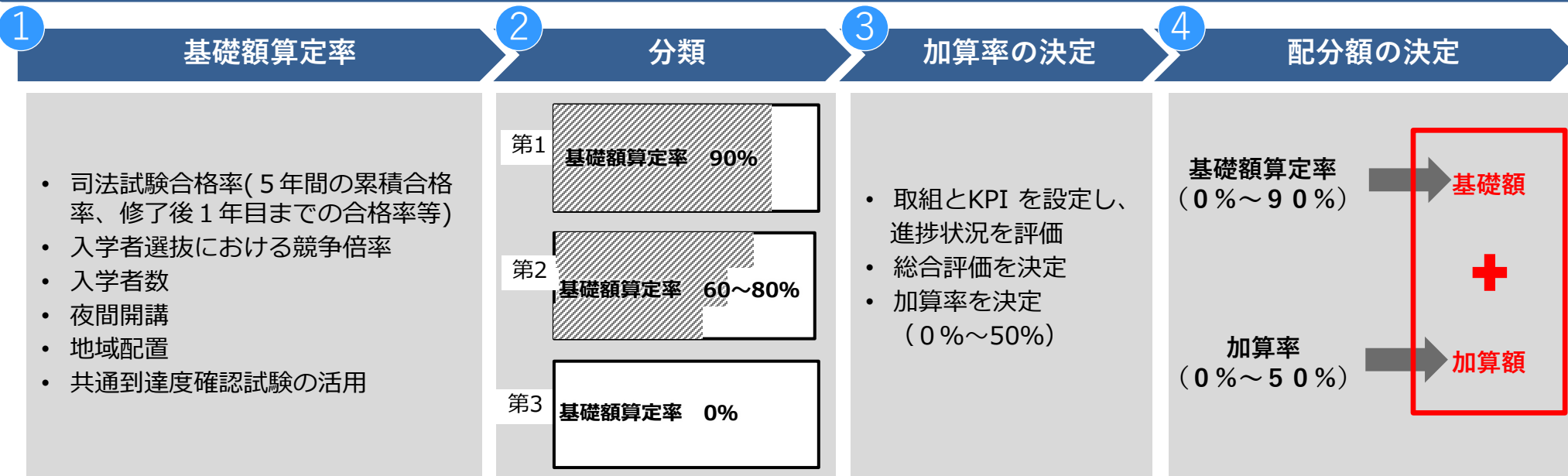
■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

■ R5 在学中受験開始



法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

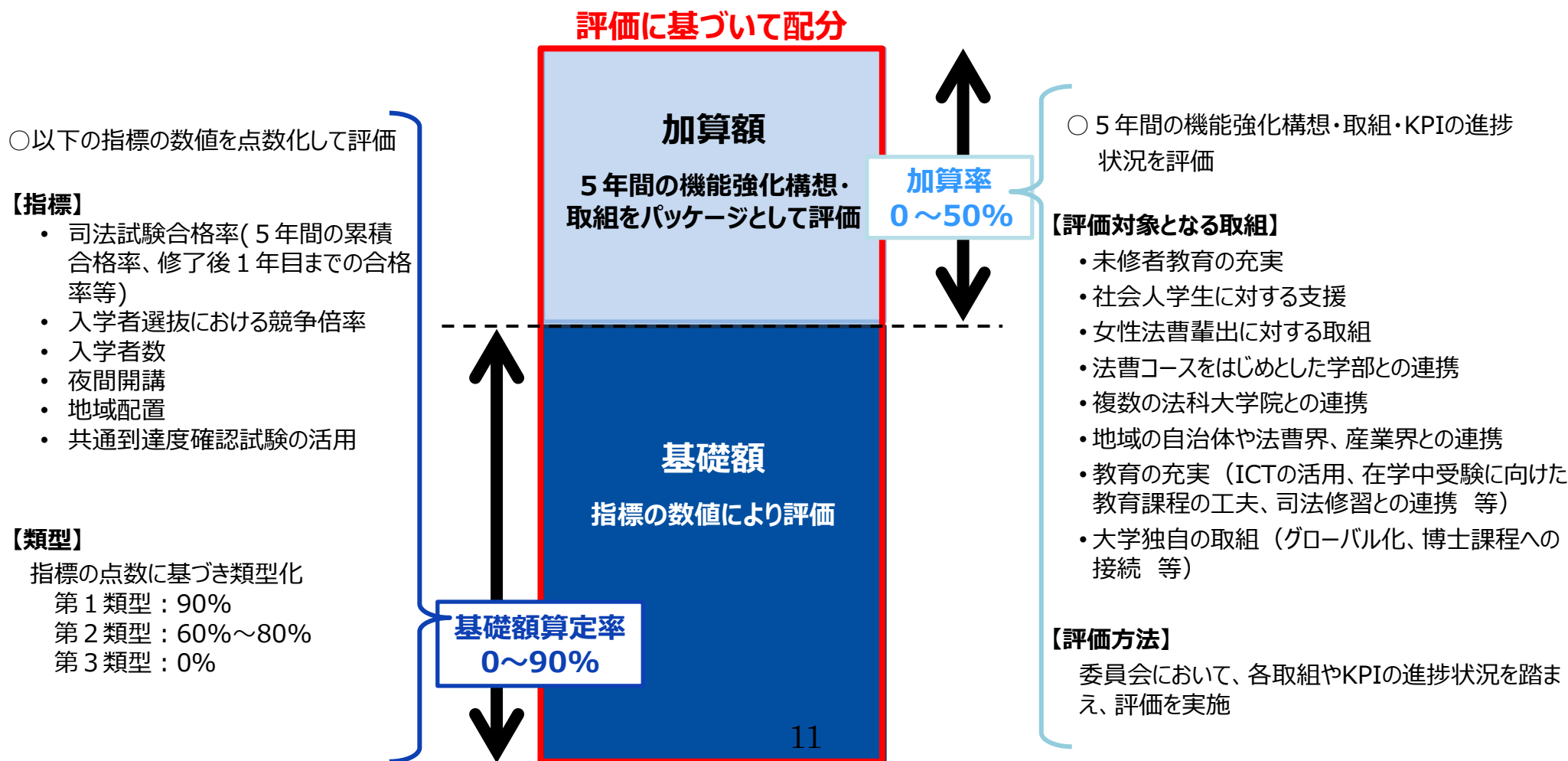
- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組の実績を評価し、加算額を設定。算出された基礎額と加算額を合わせて法科大学院への配分を決定。
- また、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価しにくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みを令和6年度期より導入。



※予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外。
 ※国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）は対象外。
 ※ KPI・・・Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ

基礎額算定率：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき3類型に分類し率を算定
加算率：各法科大学院が予め設定した5年間（令和6～10年度）の機能強化構想とそれを実現するための取組におけるKPIの進捗状況を評価し加算率を算定
配分額：基礎額と加算額を合わせたものを当該法科大学院の配分額として算出



「基礎額算定率」及び「加算率」に基づく「配分率」一覧（令和6年度審査結果）

大学名	基礎額算定率	加算率	配分率
名古屋大学	70%	50%	120%
京都大学	90%	30%	120%
大阪大学	90%	30%	120%
神戸大学	90%	30%	120%
東京大学	90%	20%	110%
一橋大学	90%	20%	110%
愛知大学	90%	20%	110%
慶應義塾大学	90%	15%	105%
中央大学	90%	15%	105%
筑波大学	80%	15%	95%
岡山大学	80%	15%	95%
早稲田大学	80%	15%	95%
同志社大学	80%	15%	95%
千葉大学	70%	20%	90%
九州大学	70%	20%	90%
学習院大学	60%	30%	90%
上智大学	70%	20%	90%

大学名	基礎額算定率	加算率	配分率
関西大学	70%	20%	90%
北海道大学	70%	15%	85%
東北大学	70%	15%	85%
金沢大学	70%	15%	85%
専修大学	70%	15%	85%
法政大学	70%	15%	85%
広島大学	60%	15%	75%
南山大学	70%	5%	75%
福岡大学	60%	15%	75%
創価大学	70%	0%	70%
日本大学	70%	0%	70%
立命館大学	70%	0%	70%
関西学院大学	70%	0%	70%
琉球大学	60%	5%	65%
明治大学	60%	0%	60%

・見直しの対象となる公的支援は、国立大学については、国立大学法人運営費交付金のうち、法科大学院に係る教員経費相当額、私立大学については、私立大学等経常費補助金の「特別補助/法科大学院支援」における専任教員に係る補助額。

・予算の配分に当たっては予算の範囲内に収まるよう、必要に応じて一律の割合を乗じて加算額を調整。

・本プログラムは、公立の法科大学院については対象としていない。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評価総表（R3～R7）

大学名	R3			R4			R5			R6			R7		
	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率
北海道大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型A	A+	100%	第2類型B	A	85%
東北大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	B	95%	第2類型A	B	85%	第2類型B	A	85%
筑波大学	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%
千葉大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%
東京大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A+	105%
一橋大学	第1類型	S	120%	第1類型	S	120%	第1類型	S	120%	第1類型	A+	110%	第1類型	A+	110%
金沢大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	C	70%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%
名古屋大学	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A+	100%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	S+	120%
京都大学	第1類型	S	120%	第1類型	A+	110%	第1類型	S	120%	第1類型	A	105%	第1類型	S	120%
大阪大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A+	110%	第1類型	A	105%	第1類型	S	120%
神戸大学	第1類型	S	120%	第1類型	A+	110%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	S	120%
岡山大学	第2類型B	A+	90%	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%
広島大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	B	75%	第2類型B	B	75%	第2類型C	A	75%
九州大学	第1類型	A	105%	第2類型A	B	85%	第2類型A	A	95%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A+	90%
琉球大学	第2類型B	A+	90%	第2類型C	B	65%	第2類型C	A	75%	第2類型C	B	65%	第2類型C	B	65%
学習院大学	第2類型B	B	75%	第2類型C	C	60%	第2類型C	C	60%	第2類型C	B	65%	第2類型C	S	90%
慶應義塾大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%
駒澤大学	第3類型	B	5%	第2類型C	C	60%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上智大学	第2類型C	A	75%	第2類型C	B	65%	第2類型C	A	75%	第2類型B	C	70%	第2類型B	A+	90%
専修大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	A	85%
創価大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第1類型	A+	110%	第2類型A	A	95%	第2類型B	C	70%
中央大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%	第2類型A	A	95%	第1類型	A	105%
日本大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	C	70%
法政大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	S	100%	第2類型B	A	85%
明治大学	第2類型B	A+	90%	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%	第2類型C	C	60%
早稲田大学	第2類型A	A+	100%	第1類型	A+	110%	第1類型	A+	110%	第1類型	A	105%	第2類型A	A	95%
愛知大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	B	95%	第1類型	A+	110%
南山大学	第2類型C	B	65%	第2類型C	C	60%	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	B	75%
同志社大学	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%
立命館大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	C	70%	第2類型B	B	75%	第2類型B	C	70%	第2類型B	C	70%
関西大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A+	90%
関西学院大学	第2類型B	A	85%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%	第2類型B	B	75%	第2類型B	C	70%
福岡大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	B	75%	第2類型C	A	75%

※駒澤大学はR5以降学生募集停止

※R7加算の評価結果はR6までの表記を踏襲

【第 12 期の審議のまとめ（令和 7 年 2 月 20 日）】抜粋

- ・「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めること
- ・各法科大学院においては、現在の規模を前提として、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、継続的に各法科大学院が高い教育力を有するよう、たゆまぬ努力を続けていくとともに、今後は、社会貢献を含めた法科大学院教育の意義の発信強化や、各法科大学院において、これまで培ってきた特色・魅力の更なる伸長を図っていくことが期待される
- ・司法制度改革の理念に基づき、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として名実ともに確かな存在となるためには、引き続き、各法科大学院自らが提供する日々の教育の質の更なる充実に努めることが重要
- ・今後も継続的に法科大学院教育の質の確保を図っていくことが前提であるが、その上で、これまでの20年間のように質の確保に特化した議論や取組のみを行うのではなく、法科大学院の意義の発信や、これまで培ってきた特色・魅力の伸長を図っていくよう発信していくことが望ましい。
- ・**法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム**については、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、**法科大学院を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施のあり方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる。**

【第 13 期の審議に関する主な論点について（第120回） 資料3 抜粋】

個別の論点

【前半で特に議論いただきたい論点】

（1）法科大学院に係る評価制度等について

○ 中央教育審議会の答申において、現行の認証評価制度を新たな評価制度へ移行することを提言しているが、今後の全体の議論も踏まえつつ、法科大学院における分野別認証評価の意義や必要性、改善すべき点等について、どのようなものが考えられるか。

○ **法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについては、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、今後、法科大学院教育の振興を図るよう機能していくためには、新たな評価制度との関係性も考慮しつつ、どのような仕組みとすべきか。**また、今後、重点的に振興していく取組内容としては、どのようなものが考えられるか

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（概要）

年度	施策	公的支援の見直し・加算プログラムの見直し概要
H21	H21.4 中教審で「入学定員の見直し」を提言	競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、 早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠
H22	H22.9 「公的支援の見直しについて」を公表	「司法試験合格率」及び「入学者選抜における競争倍率」に係る指標を設定
H24 ①	【公的支援の見直し対象(6校)】 大宮法科大学院大、大東文化大、東海大、明治学院大、関東学院大、桐蔭横浜大 H24.9 「公的支援の更なる見直しについて」を公表	「入学定員充足率」に係る指標を追加
H25 ②	【公的支援の見直し対象(4校)】 島根大、大東文化大、東海大、愛知学院大 H25.4～H25.6 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請 H25.11 「公的支援の見直しの更なる強化について」を公表	全ての法科大学院を対象に、これまでの成果等を多面的・総合的に評価するとともに、先導的な取組の提案も評価して、公的支援の配分にメリハリを付ける仕組みに改善
H26	【公的支援の見直し対象(18校)】 愛知学院大、大東文化大、鹿児島大、久留米大、駒澤大、東海大、日本大、福岡大、甲南大、中京大、白鷗大、名城大、京都産業大、國學院大、獨協大、龍谷大、島根大、神奈川大	
H27 ③	H27.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	基礎額設定の指標として、 平成29年度予算より、競争倍率に係る指標を追加するとともに、司法試験合格率に係る指標を充実
H28	H28.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	基礎額設定の指標について、 平成30年度予算より、入学定員充足率を削除（ただし、3年連続で入学者数10名未満となった場合は減点
H29	H27.6の「法曹養成制度改革推進会議決定」を踏まえて設定した目指すべき定員規模（「当面2,500人程度」）を概ね達成	
H30 ④	H30.2 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	加算率について、体系的・統計的な取組を促すため、 5年間（令和元年～令和5年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することにより算出するよう見直し
R1 ⑤	連携法改正を踏まえた政省令・告示により、法科大学院の定員に係る学則変更を認可事項とし、平成31年度当初の定員規模（2,253人）を上回らないよう新設・定員増を規制。（令和3年度の定員増から適用）	
R2 ⑥	R2.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	未修者教育の充実の観点から、優れた成果を上げている法科大学院を評価するため、 「法学未修者の司法試験の合格率」と「修了直後の司法試験の合格率」において、「基礎額算定」の指標に新たな加算項目を導入
R5 ⑦	R5.6 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	加算率について、引き続き 5年間（令和6年～令和10年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することとする

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）

これまでの検討の経緯等①

法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）（平成21年4月17日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

第3 教育体制の充実

2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

<入学定員の見直し>

（略）

- ・入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難、
- ・志願者が減少し競争倍率が低いと質の高い入学者を確保することが困難、
- ・修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見直しも含む）、

といった状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成22年度の入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。

また、そのような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成22年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取組、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると考える。

なお、これらの定員の見直しが教育体制の強化を目的としていることに鑑みれば、その見直しに当たっては、教員数の削減などにより教育体制が脆弱になることのないよう配慮されるべきである。

法科大学院の入学定員の見直しに当たっては、地域における法曹養成機関としての機能・実績を分析・評価し、適切な規模に留意しながら、全国的な適正配置にも配慮する必要がある。

これらの取組によって、法科大学院全体としての入学定員が一定程度削減され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることを期待される。

法科大学院における組織見直しの促進方策について（平成22年3月12日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【見直しの観点】

（3）（2）において提言した法科大学院に対する公的支援の在り方を見直しにあたっては、以下の観点から検討を行うべきである。

- ① 法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと
- ② 見直しの対象となる法科大学院は（1）で指摘したような、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること
- ③ 見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、本委員会の議論を踏まえつつ、文部科学省において基準を策定すべきであること

（4）（3）③の見直しの対象の選定については、

- ① 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、
- ② 司法試験の合格状況に大きな問題があること、
- ③ 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていること、

などを考慮して判断することが考えられる。

そのうち、司法試験の合格状況を指標として用いるにあたっては、平成22年司法試験の結果を反映して見直しを実施できるよう、すみやかに検討に着手する必要があるが、一方で、過度に高い指標により、すべての法科大学院を司法試験の合格率競争に巻き込み、法科大学院制度を歪めることのないよう配慮する観点から、合格状況に極めて大きな問題が続いている法科大学院に限定するべきである。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）

これまでの検討の経緯等②

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて（平成22年9月16日 文部科学省）

＜対象＞ 深刻な課題を抱える法科大学院（「前年度の入学定員充足率における競争倍率が2倍未満」等の指標により抽出）→平成24年度予算では6校、平成25年度予算では4校の法科大学院が見直し対象

＜評価基準＞「司法試験合格率」「入学定員充足率における競争倍率」

＜具体的措置＞ 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて（平成24年9月7日 文部科学省）

＜対象＞ 深刻な課題を抱える法科大学院（「入学定員充足率50%未満の状況が2年以上継続」の指標を追加）→平成26年度予算では18校が見直し対象

＜評価基準＞「入学定員充足率」に係る指標を追加

＜具体的措置＞ 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額

法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定）

・文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する

・公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策等を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）（平成25年9月18日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

2. 公的支援の見直し強化策について

(2) 今回の見直し強化策において特に重視すべき点

○ このように法科大学院制度を取り巻く状況が近年ますます厳しくなっていることを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を検討するに当たっては、

1. 課題が深刻な法科大学院の組織見直しを早急に促す観点から、その削減額の幅や適用方法・時期について検討するとともに、

2. 国際化対応や民間・公務部門への人材育成、継続教育など特色ある先導的教育や教育資源を有効活用した連携・連合の推進などを通じて、司法制度改革が目指していた魅力ある法科大学院となるよう、優れた取組の支援を通じた浮揚も視野に入れて、

全ての法科大学院を対象とした上で、各法科大学院におけるこれまでの取組を通じて得られた成果等を多面的・総合的に評価する仕組みに抜本的に改めるべきである。

○ その際には、特に以下の2点について検討すべきである。

1. 司法試験合格状況や入学状況などにおいて課題が深刻な法科大学院については、これまでも課題を解決するに至らなかったことを踏まえ、抜本的な組織見直しを求めることを基本とする。ただし、法科大学院としてのこれまでの蓄積を踏まえた他分野への改組転換や、成果を挙げている他の法科大学院との連合といった改善策を講じる場合には、これらの取組を促進するよう配慮することが求められる。

2. 多くの法科大学院において入学定員を満たすことができない状況が恒常化しており、法科大学院全体としての入学定員と実入学者数の差も近年ますます拡大していることを踏まえ、個々の法科大学院における司法試験の合格状況や入学状況等の実態を評価した上で、適正な規模の入学定員となるような仕組みを設ける必要がある。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）

これまでの検討の経緯等③

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について（平成25年11月11日 文部科学省）

＜対象＞ 全ての法科大学院

＜評価基準＞ これまでの成果等を多面的・総合的に評価するとともに、先導的な取組の提案も評価

＜具体的措置＞ 国立大学法人運営費交付金（法科大学院に係る教員経費相当額）及び私立大学等経常費補助金（特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額）の予算の範囲内でメリハリをつけて配分

法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）

・平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成27年12月11日 文部科学省）

・基礎額設定の指標として、平成29年度予算より、競争倍率に係る指標を追加するとともに、司法試験合格率に係る指標を充実

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成28年12月22日 文部科学省）

・基礎額設定の指標について、平成30年度予算より、入学定員充足率を削除（ただし、3年連続で入学者数10名未満となった場合は減点）

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成30年2月22日 文部科学省）

・加算率について、体系的・統計的な取組を促すため、5年間（令和元年～令和5年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することにより算出するよう見直し

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（令和2年12月11日 文部科学省）

・未修者教育の充実の観点から、優れた成果を上げている法科大学院を評価するため、「法学未修者の司法試験の合格率」と「修了直後の司法試験の合格率」において、「基礎額算定」の指標に新たな加点項目を導入

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（令和5年6月9日 文部科学省）

・加算率について、引き続き5年間（令和6年～令和10年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することとする